

令和6年台風第10号により被災された方に

保険料の免除を行っています

建設国保では災害救助法の適用となった市町に在住する組合員に対し、下記内容で保険料の免除を行っています。

下記内容をご確認いただき、対象となる場合は必要書類をご準備の上、建設国保へ申請をお願いします。(申請窓口は所属の建設組合となります)

災害救助法 適用市町	法適用日	被害の状況等	備考
平塚市 小田原市 秦野市 厚木市 伊勢原市 中郡大磯町 中郡二宮町 足柄上郡中井町 足柄上郡大井町 足柄下郡湯河原町	8月30日	令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用

(1) 保険料の徴収猶予とその免除

- ①全壊及び全部冠水の場合は保険料3ヶ月分を免除とする
 - ②半壊及び床上冠水の場合は保険料2ヶ月分を免除とする
- ※罹災日より起算

(2) 申請方法

下記の書類を所属の支部にご提出ください。

- ①国民健康保険料免除申請書(様式1-23) ※申請書は所属の支部にあります。
- ②り災証明書等、免除の理由を証明する書類

【お問い合わせ】 神奈川県建設連合国民健康保険組合 業務課
TEL : 045-453-9661